

# 東日本大震災に係る訪問看護サービスの 特例措置について

# 東日本大震災に係る訪問看護サービスの特例措置について

## 【特例措置の概要】

- 東日本大震災の被災地における訪問看護の提供に関する一時的かつ特例的な取扱いとして、東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準を制定し、保健師、看護師又は准看護師の員数が常勤で一以上の訪問看護事業所であれば、市町村の判断により保険給付を可能とする措置を講じているところ（平成23年4月に創設）。

## 【特例省令の内容】

- 当該特例措置の適用地域について、平成25年4月1日より宮城県石巻市、福島県南相馬市のうち指定訪問看護の確保が著しく困難な区域に限定する。
- 当該特例措置の期限について、平成25年9月30日までの間において厚生労働大臣が定める日とする。
- 平成25年4月1日時点で、宮城県石巻市と福島県南相馬市のうち指定訪問看護の確保が著しく困難な区域を除いた区域、岩手県一関市で事業を行っている者については、その時点でサービスが提供されている利用者に対して行われるサービスについて、平成25年9月30日又は利用者を他の介護サービスに移行させる日のいずれか早い日までの間、特例措置を引き続き適用させる経過措置を置く。

※ 特例措置創設時における適用地域は、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く）だったが、平成24年2月より岩手県、宮城県及び福島県内の市町村に限定していた。

※ 岩手県一関市については平成25年9月末まで経過措置を設けられていたが、特例看護サービスを提供している事業者が看護職員を確保できたことにより平成25年5月末で特例看護サービスの実施を終了し、6月1日付けで指定訪問看護ステーションとなった。

## 【特例看護サービス実施上の留意点】

平成25年3月に特例省令を延長する際、介護給付費分科会における「東日本大震災に対処するための特例措置であり、この限りの取扱いとするべき」との答申を踏まえ、以下の取扱いとした。

- ① 特例看護サービスを提供している事業者が訪問看護ステーションの人員基準を満たした場合
  - ② 特例看護サービスを提供している事業者の近隣の訪問看護事業所において、訪問看護の提供が可能な場合
- のいずれかに該当するときは、特例措置を廃止すること。

市町村においては、

- ① 各市町村における訪問看護サービスの提供状況の把握
- ② 事業所間のサービス調整やサテライト事業所の設置促進による必要な訪問看護サービスの確保
- ③ 看護職員確保のための必要な支援などの対策を講じること。

国は、今後、被災地の状況に配慮しつつ、可能な限り速やかに通常のサービス提供体制に移行できるよう、地方自治体を支援すること。

# 特例看護サービスの実施状況等について

## (1) 石巻市の状況①

### 【特例看護サービス実施状況】

○ 平成25年2月5日事業所登録。平成25年6月1日現在、6人の利用者に特例看護サービスを提供中。

	事業所 (市町村等)	サービス提供状況					
		利用者	要介護度	サービス提供期間	訪問回数/週	訪問時間/回	利用者の居住地
宮城県	A事業所 (石巻市)	ア	1	平成25年3月～提供中	1	30分以上1時間未満	事業所から車で20分程度
		イ	1	平成25年5月～提供中	1	30分未満	事業所から車で15分程度
		ウ	1	平成25年4月～提供中	1	30分未満	事業所から車で10分程度
		エ	2	平成25年3月～提供中	1	30分未満	事業所から車で20分程度
		オ	2	平成25年5月～提供中	0.5	30分未満	事業所から車で20分程度
		カ	5	平成25年5月～提供中	10以上	30分以上1時間未満	事業所から車で10分程度

○ 平成25年7月上旬に厚生労働省職員が訪問するなどして、石巻市からサービス提供状況を確認したところ、内容は以下の通り。

- ・A事業所代表者は、市への事前連絡がないままに県外で研修を受講し、それに伴い市へ事前に申請していない他の看護職員がサービスを提供していた日があり、市が指導したことがある。
- ・A事業所は、当初の計画であった牡鹿地区へのサービス提供の実績が無く、石巻市が期待した事業展開と異なっている。

## (1) 石巻市の状況②

### 【石巻市内の訪問看護の状況(市より聴取)】

- 石巻市内には指定訪問看護ステーションが9ヶ所ある。うち1ヶ所は平成25年2月に、もう1ヶ所は平成25年5月に新規開設した。
- 指定訪問看護を担当する医療機関は3ヶ所ある。
- 平成25年7月時点の実態調査によると、稼働中の12ヶ所のうち回答のあった11ヶ所全てが、利用者数の増加にある程度は対応可能(依頼があれば受け入れる、検討する)としている。ただし1ヶ所のみが、「現在訪問していない地区で現在の利用者の1.5倍増となった場合に限り利用依頼を辞退する」としている。
- 石巻市としては、今後、復興住宅のテナントスペースに指定訪問看護ステーションを誘致し、市内中心部の需要に細かく対応するよう誘導することも検討している。
- 牡鹿地区へ訪問しているのは、既存の指定訪問看護ステーションのうち3ヶ所である。  
石巻市としては、今後、同地区で更に利用者が増えた場合でも、1回に複数名の訪問が可能となり、移動時間が効率化されるため、対応可能と考えている。
- 石巻市としては、牡鹿地区への訪問について、新たな事業所による展開を誘導するほか、既に牡鹿地区に展開している事業所に対して顧客の拡大を促す方向である。

指定訪問看護事業所数	訪問看護の新規・追加依頼への対応可否
12ヶ所	対応可能 11ヶ所 (一部困難 1ヶ所含) 未回答 1ヶ所

石巻市調べ



## (2) 南相馬市の状況①

### 【特例看護サービス実施状況】

○ 平成25年1月16日事業所登録。平成25年6月1日現在、7名の利用者に特例看護サービスを提供中。

	事業所 (市町村等)	サービス提供状況					
		利用者	要介護度	サービス提供期間	訪問回数/週	訪問時間/回	利用者の居住地域
福島県	B事業所 (南相馬市)	ア	1	平成25年3月～提供中	1	30分以上1時間未満	事業所の近隣
		イ	3	平成25年4月～提供中	2	30分以上1時間未満	事業所の近隣
		ウ	3	平成25年6月～提供中	1	30分以上1時間未満	事業所から車で30分程度
		エ	3	平成25年3月～提供中	2	30分以上1時間未満	事業所の近隣
		オ	4	平成25年5月～提供中	2	30分以上1時間未満	事業所の近隣
		カ	4	平成25年6月～提供中	1	30分以上1時間未満	事業所の近隣
		キ	5	平成25年4月～6月下旬入院	1	30分以上1時間未満	事業所の近隣

○ 平成25年7月上旬に厚生労働省職員が訪問するなどして、南相馬市からサービス提供状況を確認したところ、内容は以下の通り。

- ・B事業所代表者は、訪問看護サービスの需要の増大に伴い、一人で対応することに困難を感じているが、新規利用者を拒否すること無く受け入れている。
- ・同代表者は、特例措置の終了期間も見据えて、人員が2.5人以上確保でき次第指定訪問看護ステーションの指定を受けたい意向である。
- ・同代表者及び南相馬市は、地域的にも新たな看護職員の確保は非常に困難と認識している。南相馬市としては、看護職員が確保できるまで一定程度の猶予期間を設定することで、指定訪問看護ステーションの指定を受けて訪問看護サービスを提供してもらえるのではないかと考えている。

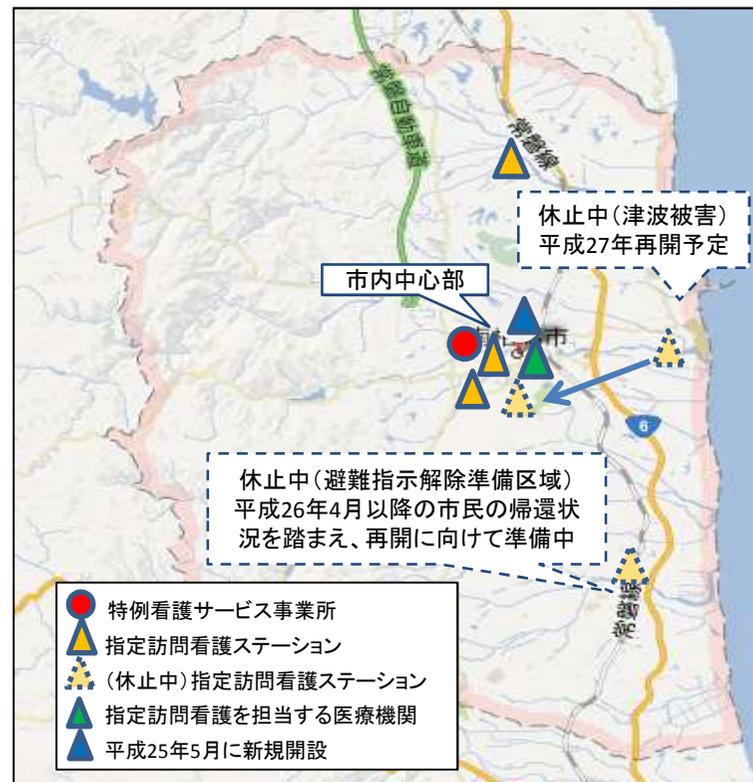
## (2) 南相馬市の状況②

### 【南相馬市内の訪問看護の状況(市より聴取)】

- 南相馬市内には、指定訪問看護ステーションが6ヶ所ある。うち1ヶ所は平成25年5月に新規開設した。うち2ヶ所は現在休止中である。
- 指定訪問看護を担当する医療機関は1ヶ所ある(平成23年6月から提供開始した)。
- 平成25年7月時点の実態調査によると、稼働中の5ヶ所全てが特例看護サービス事業所近隣にあり、新規・追加の依頼への対応が可能である。
- 休止中の2ヶ所のうち避難指示解除準備区域にある1ヶ所については改修が終了し、平成26年4月以降の市民の帰還状況を踏まえ、再開に向けて準備中である(人員確保が難しければ、再開当初は、同法人の他事業所のサテライトとしての再開も検討している)。  
津波で被災した1ヶ所については、平成27年の再開に向けて市内で準備している。
- 震災直後は利用者がかなり減少していたが、現在徐々に回復している。
- 南相馬市としては、訪問看護連絡協議会がないため利用者の受け入れ先の調整が困難であり、協議会を運営できれば安定したサービス供給につながるのではないかと考えている。

指定訪問看護事業所数	訪問看護の新規・追加依頼への対応可否
7ヶ所	対応可能 5ヶ所 対応困難 2ヶ所(休止中)

南相馬市調べ



## 特例看護サービスの継続意向について

- 特例看護サービス実施中の宮城県石巻市、福島県南相馬市へ8月上旬に最終的な意向を確認したところ、2市とも継続は不要と回答。
- ただし、特例看護サービス事業所が看護職員を確保するために、2市とも一定期間の経過措置を希望。

市町村	特例看護サービス実施状況	継続不要とする理由(各市回答)
宮城県石巻市	サービス提供中 1事業所 利用者6名	○ 新規2指定訪問看護ステーションが開設されたこと、さらに実態調査により、現に稼働中の11事業所では、新規利用者の受け入れが可能という結果が得られ、必要な訪問看護サービスが提供されていることを確認できたため。
福島県南相馬市	サービス提供中 1事業所 利用者7名	○ 新規1指定訪問看護ステーションが開設されたこと、さらに実態調査により、現に稼働中の5事業所では、新規利用者の受け入れが可能という結果が得られ、サービスの提供が充足されつつあるため。

## 今後の対応について

東日本大震災に係る訪問看護サービスの特例措置については、以下の(1)から(3)の状況を踏まえ、現にサービスを利用している者が不利益を被らないよう一定期間の経過措置を設けることを前提に終了することとしてはどうか。

- (1) 被災地の状況に配慮しつつ、可能な限り速やかに通常のサービス提供体制に移行できるようにする必要があること
- (2) 現在、特例看護サービスを提供している事業者の周辺の既存の訪問看護事業所からのサービス提供が可能であること
- (3) 石巻市及び南相馬市は、共に特例措置の継続を希望していないこと